農業競争力強化支援法に基づ〈事業再編計画の認定について(株式会社野上米穀)

農林水産省は、株式会社野上米穀(法人番号:3110001023259)から提出された「事業再編計画」について、令和7年9月9日付けで認定を行いました。

1.事業再編計画の認定

株式会社野上米穀から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、令和7年9月9日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を受けることが可能となります。

(参考)農業競争力強化支援法の概要

農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

2.事業再編計画の概要

株式会社野上米穀は、株式会社杉田商店から精米工場等資産を譲り受け、精米設備等を更新し、製造体制の合理化及び品質の向上に加え、生産量及び事業エリアの拡大、工場稼働率の向上を図ることにより、国産米の調達量を拡大し、生産者の販売機会の向上や経営安定・発展につなげることを目指します。

3.事業再編計画の認定期間

開始期間:令和7年9月 終了期間:令和12年3月

4.申請者の概要

名称:株式会社野上米穀

住所:新潟県長岡市千手2-10-20

代表者:代表取締役 野上茂、代表取締役 岸浩一、代表取締役 野上将司

資本金:1,000万円

添付資料

株式会社野上米穀の事業再編計画の概要(PDF : 104KB)

認定事業再編計画の内容の公表(PDF : 347KB)

【お問合せ先】

農産局穀物課

担当者:米流通改善班

代表:03-3502-8111(内線4772) ダイヤルイン:03-6744-2184

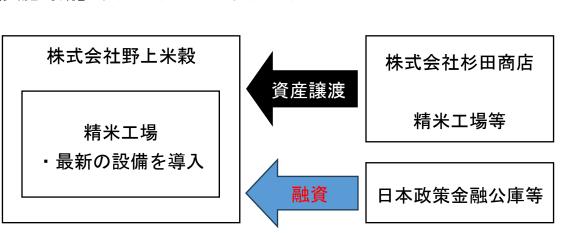
株式会社野上米穀の事業再編計画の概要

株式会社野上米穀は、株式会社杉田商店の精米事業(土地を含む工場等4棟)を取得し、最新の設備等を導入することで、生産性の向上及び製品の高品質化とともに、事業エリアの拡大並びに物流の最適化を図る。

これにより、国産米の調達量を増やし、生産者の販売機会の向上に 繋げることを目指す。

<事業再編計画概要>

【実施時期】令和7年9月~令和12年3月



【目標】

(農産物流通等の合理化)

国産米調達量 R6年度: 20,000トン → R11年度: 28,000トン

(生産性の向上)

有形固定資産回転率 R6年度:4.9% → R11年度:20.9%

【労務に関する事項】

事務再編に伴う従業員の解雇等はない

様式第四(第6条関係)

認定事業再編計画の内容の公表

- 認定をした年月日 令和7年9月9日
- 2. 認定事業再編事業者名 株式会社野上米穀
- 3. 認定事業再編計画の目標
 - (1) 事業再編に係る事業の目標

株式会社野上米穀は昭和26年に創業し、新潟県長岡市に本店を構え、新潟県内や東北地方を中心に米穀卸売業を展開。

今般、関東地区に販売網を持つ株式会社杉田商店の精米事業(土地を含む工場等4棟)を 取得し、最新の設備を導入するなどして事業を再編することにより、生産量及び事業エリア の拡大、工場稼働率の向上、人材の有効活用を図る。

- (2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標
 - ① 農産物流通等の合理化に関する数値目標 株式会社野上米穀において、令和11年度の国産米の調達量を、令和6年度の20,000 t から28,000 t に増加させることにより、生産者の販売機会の向上や経営安定・発展に寄与する。
 - ② 生産性の向上を示す数値目標 令和 11 年度における有形固定資産回転率を、令和 6 年度の 4.9%から 20.9%へと 16% 向上させる。
 - ③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標 令和 11 年度における有利子負債を、キャッシュフローの 10 倍以内とし、経常収支率 100%超えを目指す。
- 4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容
 - (1) 事業再編に係る事業の内容
 - 計画の対象となる事業 米穀卸売事業
 - ② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容 株式会社杉田商店より、精米工場、倉庫、事務所及び機械設備等を譲受け

(事業方式の変更)

株式会社杉田商店より、土地を含む精米工場、倉庫、事務所及び機械設備等の資産を譲受け、最新の設備を導入する等新たな設備投資を行うとともに、株式会社杉田商店の精米製造・販売に携わる職員を株式会社野上米穀へ転籍し、生産量及び事業エリアの拡大、工場稼働率の向上、人材の有効活用を図る。

(2) 事業再編を行う場所の住所

株式会社野上米穀:新潟県長岡市千手 2-10-20

株式会社杉田商店:埼玉県加須市上高柳字船橋450番地 ほか

- (3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項 該当なし。
- (4) 事業再編を実施するための措置の内容 別表のとおり。
- 5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期:令和 7年9月 終了時期:令和12年3月

- 6. 事業再編に伴う労務に関する事項 事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。
- 7. 事業再編に係る競争に関する事項該当なし。

別表 事業再編の措置の内容

措置事項		実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する支援措置
法第2条第5項第1号の要件			
	農業生産関連事業の譲渡又は譲受け	<譲り受ける事業の内容> 精米工場・設備・倉庫・事務所 <譲り受ける事業の価額> 土地、建物・既存設備、棚卸資産・ 営業債権ほか、総額 361 百万円	日本政策金融公庫の長期・低利の資金貸付税制特例に係る支援として不動産取得の当期に係る登録免許税の軽減
規則第1条第1項の要件			
	十一 保有する施設の相当程 度の撤去又は設備の相当程度 の廃棄		
法第2条第5項第2号の要件			
	農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式 の導入又は設備等その他の経 営資源の高度な利用による農 業資材又は農産物の生産又は 販売の効率化	精米工場・設備・倉庫・事務所を取得することで、県外の産地米を効率よく集荷・精米・流通させることが可能となる。 (実施時期:令和7年度)また、精米設備を更新することで精 米能力が向上し、取引先の需要に応えることができ、生産者の販売機会向上が図られる。 (実施時期:令和8年度)	• 日本政策金融公庫の長期・低利の資金貸付